大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成21年10月1日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所株式会社御幸ビルディング代表取締役 森 文保名古屋市中区錦三丁目20番27号

#### 2 届出の概要

(1)大規模小売店舗の名称及び所在地 京都御幸ビル改築計画京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地

#### (2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設	株式会社御幸ビルディング	株式会社御幸ビルディング
置する者の氏名又は	代表取締役 谷内 登	代表取締役 森 文保

名称及び住所並びに	名古屋市中区錦三丁目20	名古屋市中区錦三丁目20
法人にあっては代表	番27号	番27号
者の氏名		

#### (3) 変更年月日

平成21年6月26日

#### 3 届出年月日

平成21年9月17日

#### 4 縦覧場所,期間及び時間

### (1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

#### (2)期間

平成21年10月1日(木)から平成22年2月1日(月)まで(日曜日,土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成21年12月29日から平成22年1月3日までを除く。)

### (3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

#### 5 意見書の提出先及び提出期限

#### (1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

# 京都市産業観光局商工部商業振興課

# (2) 提出期限

平成22年2月1日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)